

# パワー・ハラスメントを原因とする 損害賠償訴訟の構造と判例解説

---

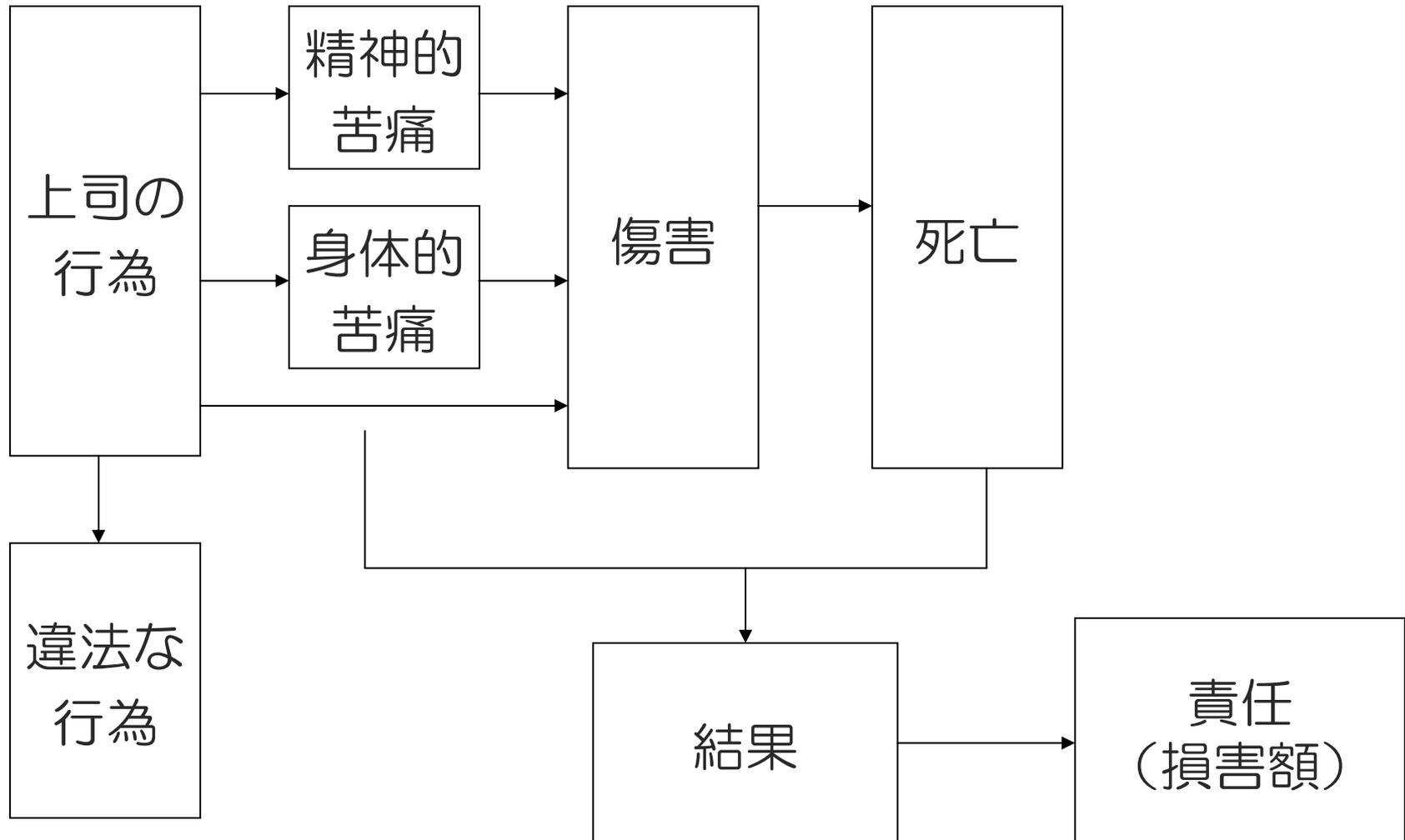
2009年4月23日（木）

弁護士 菊島敏子



# I 不法行為責任の構造

\* → は相当因果関係の存在



1. 直接・間接の上司の違法な行為が、業務の執行につきなされた場合、民法715条の使用人責任（不法行為責任）
2. 雇用契約に基づく安全配慮義務違反（債務不履行責任）
  - 業務の過重性と結果との相当因果関係の存在
  - 安全配慮義務としての結果の予見可能性
3. 指揮命令関係に基づく安全配慮義務違反（債務不履行責任）
  - 業務の過重性と結果との相当因果関係の存在
  - 安全配慮義務としての結果の予見可能性

## 1. 損害賠償請求事件

(1) 三井住友火災海上上司損害賠償請求事件  
(別紙1及び2参照)

一審判決 東京地方裁判所 平成16年12月 1日

二審判決 東京高等裁判所 平成17年 4月20日

(2) トヨタ自動車・デンソー損害賠償請求事件  
(別紙3参照)

一審判決 平成20年10月30日

## 2. 休業補償給付不支給処分取消請求事件

亀戸労基署長事件 (別紙4参照)

一審判決 東京地方裁判所 平成20年 5月19日

二審判決 東京高等裁判所 平成20年11月12日

## 1. 通常訴訟

## 2. 小額訴訟

- 簡易裁判所
- 60万円以下
- 一回の期日で結審
- 在廷証人

## 3. 調停

## 4. 労働審判

- 3回の期日で終了

## 5. ADR(裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律)